

Title	婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素
Sub Title	
Author	内村, 鉦二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.11 (1933. 11) ,p.1705(99)- 1746(140)
JaLC DOI	10.14991/001.19331101-0099
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331101-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

動、並びに小作人の地主に對する小作料軽減、永小作權、入會權に關する闘争の三方面へ發展するに至つた。

(註一) 土屋喬雄、前掲「明治初年農民騒擾の種々相」二六九頁

(註二) 服部之總前掲書一一七頁

(註三) 例へば、明治五年四月越後蒲原郡の一揆。所謂越後分水騒擾として知られてゐるものである。この一揆は信濃川堀割入費取立に對して反對したのであるが、新政府の宗教政策外國貿易等に對する反對をも含み、「天照皇德川家恢復朝敵奸賊征伐」なる旗印の下に明白に新政府反對、を標榜してゐる。(前掲「明治初年農民騒擾録」二一五—二二〇頁)

(註四) 木村靖二著前掲書三五四—三五五頁

(註五) F. Engels: a. a. O. S. 126-7.

(註六) 服部之總著「明治維新の革命及び反革命」(日本資本主義發達史講座)二八頁

婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

打村 鑛 三

一 婚姻儀式要因中に於ける公示要因

婚姻(1)は人類社會に於ける最古の制度である。(2)(3)

(1) 後段に豫定せられたる適當の機會まで、あらためて「婚姻」に定義を下すことなく過ぎる。姑らくは、一定秩序の下に置かれたる永續的兩性關係と觀念されることを以て足れりとするが、筆者は用語上婚姻と結婚の二者一般に屢ばこの二者は氣易く混用されてゐるが——を區別する。婚姻を結ぶ意味にのみ、筆者は結婚の語を用ゐる。また、最も廣く、且つ最も不精確に、如何なる性質、形式たるを問はず、兩性の性的關係自體、極端には一個の兩性社會の事實そのものを指稱して婚姻(結婚)と做す俗間用語例は必しも稀れでないが、これも嚴重に婚姻から區別せらるべきである。兩性の性的交渉それ自體、或は一定の要件に合はざる性關係は縱し前者が後者の基本的要素であつても、未だ婚姻ではない。尤も學者にありても、ある人々は、筆者の所謂「婚姻」に「婚姻制度」なる語を宛て、その場合の、基礎的要素たる性關係に「婚姻」の語を宛てゝあるが、筆者は自分の用語法の方が可いと思つてゐる。少くとも筆者

婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

100 (一七〇六)

は、右の用語例には従つてゐない。況んや例へばフーブル流の蜘蛛の婚姻(結婚)とか、鳩の婚姻(結婚)とか云ふが如き用語法は、上述の如き筆者の考へ方からも、更に又後に明かなるべき婚姻の特性(本質)からも、本稿に於ては嚴重に排除せられる。

(2) 婚姻は制度である。——この名題は、實は本稿一篇を通じて論究せられんとする題目であるが——婚姻に於いては、两性の性結合が、その基礎的要素を爲すものであることは、多く言葉を須ひるの要なきところである。然も人間はその性的生活を本能(自然)のままに生活することなく、これを組織して持った。これは畢竟人智の問題である。文化の問題である。斯くて加特力教會の婚姻秘蹟論の如きは否定せらるべきである。(この項後段再出)。遮莫人間はその性關係を制度に組織して持った。これを「婚姻」といふ。

(3) 婚姻は最古の制度である。蓋し人類が婚姻に於いて組織(制度化)したる内容は、その最も根本的なる自然の賦性である。それは竟極的なる自然本能の直接の組織である。斯くて凡ゆる他の制度に先立つ。洵に歴史は、人類最初の社會組織が「性」を礎としての組織であつたことを教へる。(中田憲法制史論集「第一卷。河田嗣郎『家族制度研究』。『家族制度と婦人問題』家族制度論編一、及二。戸田貞三『家族の研究』。F. Müller-Lyde, Formen der Ehe, der Familie u. der Verwandtschaft München, 1912, Albert Langen, 10 Aufl. 1924; Derselbe, Die Familie, München 1972, S. 22 ff. usw.; E. Westermarck, A Short History of Marriage, p. 1 ff Etc.; Fustel de Coulanges, La cité antique, Etude sur le culte, le droit, les institutions de la Grèce et de Rome, 28^e éme éd., Paris, Librairie Hachette, 1924, p. 42 ff. 因にトローランツェの「古代市府」には鈴木鏡太郎氏の邦譯がある。なほその最初の部分「古代信仰」、「家族」の二部を邦譯したものに中川善之助氏の「古代家族」がある。最も良心的な好譯である)。その歴史的、實證的理解のためにはなほ、古事記。日本書紀。中山太郎『日本婚姻史』。E. Westermarck, The History of Human Marriage, 3

Ed. ed., London 1903; L.H. Morgan, Ancient Society, or researches in lines of Human Progress from savagery through barbarism to civilization, 1907; Post, Studien zur Entwicklungsgeschichte des Familienrechts. Etc. 参照

この最も古い制度たる婚姻が、最も古くから、その締結に當つて儀式を不可缺のものとした事實(2)に向けられた注意よりして、先づ本編の論究は出發する。洵に婚姻儀式 marriage ceremony; cérémonie de mariage; Eheremonie, od. Vielwehresser, Hochzeitgebruchの婚姻に於ける、殆んどその本質を決定する——婚姻が婚姻たるか、たらざるかを決定する——の地位に在つて、従つてまた婚姻の發生と伴に、存する。

(1) 『人類社會に於ける最も古い、且つ最も廣い制度は婚姻である。而かも此の極めて長い歴史を有ち、從て夥しい數の材料を供給して呉れる婚姻と云ふ制度に於いて、それが何等の儀式を伴はずして成立すると云ふデータはウェスターマークの博識を以てして、尙ほ僅かの極めて未開なる民族中に見出し得るに止まるのである。…ウェスターマークがその「人類婚姻史」第三版に擧げた無儀式婚姻の例は Eskimo; Bonds of California and several other aboriginal tribes of America; Outanaks of New Guinea; The Solomon Islanders; Tasmanians and the most of Australian Tribes 等であるが、併し之に對して極めて未開な状態にありながら、尙ほその婚姻に儀式を有つもの、事例は到底比較にならない程、多いこと言ふを俟たない』(中川善之助「婚姻の儀式」)『法學協會雜誌、四四卷一號三十九頁—四〇頁』婚姻が多少とも慎重事と考へられるやうになると、これに從つてこの關係に入ること(結婚—筆者挿入)は、人生に於ける諸他の重要事項が然ると同様、一定の儀式を以て行はれるやうになつて來る』(Westermarck, op. cit., p. 118.)

(2) E. Westermarck, op. cit., p. 118 ff.; John Lubbock, The Origin of Civilization and The Primitive Condition of Man, London, 1899, p. 81. ff.; F. de Coulanges, La cité antique, lib. 2, chap. 2.

婚姻儀式の公示性、婚姻概念の二構成要素

101 (一七〇七)

中田薫『法制史論集』第一卷。一頁。四百六十七頁以下。中山太郎『日本婚姻史』。

尤も既に Westermarck に依つて知るが如く、(1) 無儀式婚姻の事例が必しも無いのではない。然も婚姻が無儀式に締結されたと云ふ事例の示す「婚姻」は、實は未だ之れを以て婚姻と稱し難いものと言はざるを得ない底のものである。寧ろ婚姻は先づ儀式を持つことによつて、その誕生を見たのである。(2)

(1) 前段註(1)

(2) 但し先づ儀式を持つことによつて誕生した、「婚姻」が、近世に於いては、必しもこれを必要としなくなつた事實がある。我國現行婚姻法制に於けるが如き、その届出を以て合法的成立を見るのであつて、儀式の有無の如き、素よりこれに與らぬ。(民法七七五條)。その斯くなつた理由については後段述ぶる機會を有するが故に、今茲では述べないが、少くとも後世婚姻が必しも儀式を伴ふことを要しなくなつたことは、決して直ちに婚姻に於ける儀式の本質的隨伴を否定するものではない。況んや後に論ずるが如く、かゝる経緯を見たことも亦、實は寧ろ婚姻儀式の婚姻に於ける本質的地位を論證する論據たるものであるをや。

尤より謂ふところの婚姻も、決して始めから今日在るが如き形に於いて存在したのではない。その最初の形から段々の變遷沿革を辿つて今に到つたものであること(1)には、その變遷の仕方や、その他の細い點については論争があつても、(2) — 異論のなかるべきところであると共に、これを過去に或は文化的に低度に溯れば溯る程、制度としての張力も重量も減じて、遂に今日の人からは婚姻と呼び難いやうな性的結合の存在にまで歸りつくことが出来る。(3) 然り、かゝる性結合は婚姻と呼ぶべからざるものである。嚮に Westermarck によつて引かれたポナック、及びその他のアメリカ原住民土人の間に於ける兩性結合の如きは極めて弛く、ポナック族の女子の如きはたゞ單に男を捨て、他へ行きさへすれば、それで離婚が成立つ。(4) またエスキモウに就いても、その性生活が極めて自

由放肆であるといふ幾多の報告が存し、ニュー・ギネア、オーストラリアの蠻族に就いての同様の報告の如きは數ふるに遑なき程である。(5) 然らば如上の種族に於ける無儀式婚姻例の擧示の如きは、實は無儀式「婚姻」ではなく、抑も婚姻の範疇から除外せらるべき程度のものではなかつたか。これに對して、これ等種族の原始的生活状態よりや、高い程度の種族に於ける婚姻には、必ず何等かの儀式を伴つた。否、實は前者と同様な程度の原始民族の混雜的狀態の社會にあつても、尙ほ且つそれ等の混雜的關係から區別せらるべき「婚姻」を持つ事例は必しも少くない。而もこれを前者から區別する指標は、洵に儀式の有無であつた。(6)

(1) 索ねられ得る婚姻關係の諸形式が、一の發展的段階に在りや否やについては必しも異論の存しないのではない(次註(2)参照)。しかし、『婚姻關係は必然的に異性關係ではあるが、その關係當事者たるべき兩性は、常に一人宛であるか、一人と數人とであるか、或はまた數人宛であるか』(中川善之助『略説身分法學』七一頁)であり、『ある時代のある社會の婚姻が原則として之等三種の何れの型をとるかによつて其處の婚姻制度は雙單式・片複式もしくは雙複式の婚姻形式と呼び得る』(同頁)。茲に中川教授の謂ふ雙單式とは一男一女の、片複式とは一男數女或は數男一女の、雙複式とは數男數女の、それ〴〵兩性關係を指す。併して、片複式或は雙複式の關係は斷じて當事者の不定といふことゝは異なる。雙複形式と雖も夫たり妻たる者は複數ではあるが、特定人である。かくてこれは混雜關係(Promiscuity)とは異なる。婚姻關係が特定人間の關係に固定する以前に混雜狀態が存したか存しなかつたかに就ては論争が存するが(註(3)参照)。その何れとも精確なる科學的斷案を下すことは困難である。

定婚形式の最も原始的なるものは群婚(Gruppehe)であると做されるのが定説である。素より雙複式である。全血族的なると半血族的なるとの二種があり得るが、前者には否定説がある。後者はハワイ土人の間に發見せられたプナルア婚(Punaluahe)がそれである。これは夫等または妻等のみが兄弟または姉妹であり、夫妻の間には血縁が

婚姻儀式の公示性、婚姻概念の二構成要素

婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

一〇四 (一七二〇)

ない。次の歴史的段階は片複式である。そのうちの多夫婚の事例は甚だ稀れだが、多妻婚は殆んど全世界に分布してゐる。Lérouneau また社會的段階としての混雑状態の存在に同意せぬ Müller-Lyre の如きも時に一夫多妻制は人間の本能的傾向だと云つてゐる。(Lérouneau, l'Evolution du Marriage et de la Famille, 1888, chp. 8, 9, 11, 20. 其他 F. Müller-Lyre, Die Familie, 1912, S. 25 ff. 93 ff.) 後者は多く父權的・父系的であるが、前者は一妻が多夫を迎へる母系多夫婚(Nairian Polyandry)と多夫が一妻を迎へる父系多夫婚(Tibetan Polyandry)とがある。而して一夫一婦婚 Monogamy は婚姻の極小形式である。

更に婚姻締結の形式、就中その意思主體に因つて、(1)夫たるべき男の意思一つに因る婚姻——その行動形態は掠奪婚である。(2)父權的結婚——中川教授は所謂交換婚・勞役婚・賣買婚・贈與婚を皆この形式の行動方面と見る(前掲書八二頁)(3)雙方行爲的結婚(種積教授はこれを共諾婚といふ)に分類することも出来やう。最後のものは現代の婚姻であつて、男女各本人の意思が問題の決定的要素となる婚姻である。『我が民法が、當事者間ニ婚姻ヲ爲ス意思ナキトキ』を無効婚となしたるは(民法七七八條)この立場よりするものと言はねばならぬ。これに對して戶主が家族の婚姻に對して同意權を有する(七五〇條)如きは明らかに父權的形式の餘影であり父母の同意權(七七二條)は一部分は近代的親子法の表現であると共に、他の一部分はまた父權的婚姻の趣旨に基く(前掲書八二—八三頁)。

また更に、通婚範圍に因つてこれを内婚 Endogamy 外婚 Exogamy に分類することも出来る。(以上主として中川教授前掲『身分法學』七一—七五頁。八一—八七頁參照。なほ、種積重善『親族法』二二五頁以下。同教授『婚姻制度講話』七一〇頁。既出 Müller-Lyre, Formen der Ehe Kap. III usw.; Morgan, Ancient Society; Part. II & III 各章。モルガン『古代社會』の邦譯は高島素之、村尾昇一兩氏譯(上下)、荒畑寒村氏譯(上下)の二書(他に存するか否かは知らず)を知れども、荒畑本は未見。高畑本は原書と對譯して見たが、時に餘りに流暢、時にやゝ難澁、必しも

(2) Bachofen, Morgan, MacLennan の人々、就中 Morgan の功績は、常に新しい人種學的諸事實の蒐集に存するのでなく、寧ろ從來唯だ端に奇習としか見られて居なかつたところの婚姻及家族に關する慣行が、一の發生的、因果的關聯に相互に立つて居ると云ふことを指示したところに在ると云はれるのであるが、一方 Westermack の重點を置いて主張するところは、種々なる婚姻及家族形態は在つて存する。併しながらこれ等は特定の序列に上下の關聯をもつものでなく、却て種々なる文化段階の諸民族の裡に相並んで——人種特性及自然の影響に従つて——存するものであると做す。Cunow のこれに對する批判の如き、かなり苛烈であるが(Herich Cunow, Zur Urgeschichte der Ehe und Familie, Ergänzungshefte zur Neuen Zeit, Nummer 14, Ausgegeben am 8 November 1912. 服部之

應邦譯『婚姻及家族の原史に就いて』六頁三七頁以下。四〇—四二頁)事實は兩者に眞理が存しやう。かの「經濟階級説」に對する場合と同様、いづれの民族、いづれの社會にも直ちに、そのまゝ宛てはまる、型にはめたやうな格一的な發展段階を抽出することは美事ではあるが、精確には正しくない。Westermack の研究にも無論缺點が存しやうが、然もこの意味に於いて彼の主張は正しい。と同時に尙ほ事實に於いて、今日の婚姻が今日に到りつくまでには一つの發達過程、それはある時、ある所に從つて必しも同一ではなくても、それ／＼に一系の歴史的過程を經來つたことは、否むことが出来ない。この發達過程に對する整理事業としての Bachofen 以來の人々の功業は充分償はれてよいであらう。縱しそれ等の人々の所説にはかなりに憶説の部分が含まれて居るとしても(尙ほ Bachofen, Das Mitterrecht, eine Untersuchung über die Gynaikokratie der Alten Welt nach ihrer religiösen und rechtlichen Natur; Morgan op. cit.; H. Cunow a. a. O. usw.)

(3) 人類原始社會の性生活が如何なる状態に在つたかは、科學的正確さを以てはこれを知るを得ない。神話、古文學、婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

一〇五 (一七二一)

古文獻の考察、或は親らの現存未開人間の生活探査、或は他のこれ等に對する諸報告の涉獵等からして、人類最初の性生活状態を研究したる諸事業の尊敬すべき、かの Buchten, McLennan, Morgan, Colanges, 等々の夫れをはじめ、なほ幾多の人々の業績が存するが、然も遂に「科學的確かさ」を以つてする限りに於いては、人類最初の性は斯くかくなりと斷定するに難い。所謂「亂婚」Promiscuity 存否については Morgan, Lubbock, McLennan 等をはじめ多くの承認論の存するに對し Westermarck, Letourneau, Grosse 等の否認論がある。Craw の如きまた否認論に傾く。乍然これ等も畢竟は臆説上の争でこれに對しては、完全な科學的證據方法が存しないのである。(河田博士、既出書四一―五三頁。中川教授既出論文(一)四四・一四三頁参照)。洵に Miller-Lyre も云へるが如く、全ての時代を通じて本來正當であり、常態である唯一の婚姻形式などは有せぬ。存するものは男女兩性の性關係それ自身であるが、性結合關係の確かさ強さは文化と共に時代を遡る程、稀薄になつて行き、極めて放逸な性生活が之れと併存し、或は混在し、更にこれらを測れば、遂に「婚姻關係に於ける紐帶の如きは弛んで行つて全然解けて了つて居たといふことは、云ひ得るであらう。而してそうした時代の人々の性關係に對する觀念が、今日の者から見るに、可成自由且つ或は放逸であつたことは、否定出来ない」と云ふべきである。堯皇帝の二人の女兒は同時に舜に嫁したが、舜及びその弟象はこの二人の姉妹を各の妻とした(孟子「萬章篇」『楚辭』天問篇)——これを以て一つのナルア婚事例と觀することも出来やう——『古事記』の記述によると、須佐之男命と櫛名田比賣との間の子八鳥奴美神は父の次妻(大山津見神の女大山比賣)の姉妹木花知流比賣と婚し、その五代の孫大國主命は須佐男命の女須世理比賣と婚したといふ(この記述の理解には多少の吟味條件を要するが)また以て當時の事情を窺ふには足らう。(なほ Letourneau 前掲 'Evolution du mariage. 三章九章には多くの事例あり。Cunow, a. a. O. 参照)

(4)(5) 中川教授。前掲「婚姻の儀式」(一)四〇―四一頁。Schoolcraft, Historical and Statistical Information Respecting the

History, Condition and Prospects of The Indian Tribes of the United States, Philadelphia, 1851-60, Vol. IV, p. 233 at seq.; W. W. Fensholt op. cit., p. 527, p. 357, p. 75; Miller-Lyre, a. a. O. SS. 58, 60.

(6) 社會生活が極めて低い蒙昧状態からホンの僅かでも或る程度にまで上ると、それまで極めて弛緩して居たその社會の性關係の安定の社會的要求が漸く増して、忽ちその社會に於ける最も重要な問題となる。『……斯る文化階段に達した社會に於ては、先づ婚姻は儀式なしに成立することはないと云つても大した過言ではないのである。』(註例除一筆者)勿論、此の議論からして直ちに、殆んど差等の付け難い様に等しく野蠻な數個の民族中に行はれる各の婚姻制度をとつて来て、甲は儀式を有つが故に、之を伴はない乙の制度よりも、常に必ず鞏固であると云ふ結論を引出すことは出来ない。蓋し婚姻制度の鞏固といふのは二つの性質、即ち結合の靱帯が張つて居て弛んで居ないと云ふ一面と、その結合が鞏固にして、硬からず、脆からずといふ一面とを具備することを意味する。換言すれば、婚姻關係そのものが、侵すべからざる存在として社會的保障をうけるのみならず、その關係自體の永續性が加はらねばならない。Lubbock が There is a great distinction between what may be called "lax" and "brittle" marriage. と云つたのは蓋し至言である。……中略……社會の文化が或る程度に達し、その結果として婚姻結合の、制度としての張力が相當の高さに達すると……此の時に至つて初めて婚姻法が比較的整つた形を執つて現はれ……そして此の期に達した婚姻法を有つ民族は殆んど皆婚姻儀式を有つ(中川教授。前掲「婚姻の儀式」四四―四五頁)。

婚姻に關する我が古語彙まく(寛)、とつぐ、等が皆寧ろ直ちに媾會そのものを指すことからも思惟せられるが如く兩性關係に關する、また婚姻に關する思想傾向に於いて甚だ直裁であり、現實的であり、また人性的であつた。我が原始民の婚姻に於いても、既に早く儀式は婚姻成立の要件として存在してゐた。(3) 古事記に於ける須佐男命と櫛名田比賣との結婚の有様を敘する條下、また、瓊々杵命と五田鹿葦津比賣との結婚に際し、姫の父大山祇神が

百机飲食モ、トリノツクエノモを奉つて祝ひ奉つたといふ記述その他に充分儀式の存在を窺ふに足るものがある。否、天の浮橋(國産み)條下に於ける皇祖二神の「美斗能麻具波比」に於てすら、天之御柱を廻つての結婚手續に相當強く儀式の存在を、少くとも觀念的に推考し得る一を暗示せらるゝであらう。(4)

(1) まく(寛)『伊慕我提鳴倭、魔柯絶母、倭我提鳴摩、伊慕備魔柯絶母』— 勾大兄皇子(繼體紀)、また更に美斗能麻久波比と云ふ(久、美、度、邇興云々— 古事記國産みの條—)の久美度又は美度は寢所なり。即ち知るべし。また「とづく」は「陰接く」(橘守部、秘威道別・卷三)とあり、また「とづくはつるぶ」(類聚名儀抄)とある。更に「玉勝間」によれば、とづくは本来「嫁ぐ」ではなくて、男女の婚姻を両方から云ふに、區別なく用ひられたとある。

(2) 我國神代上代の男子は性結合に於いて可なり奔放な一夫多妻的狀態に在つたことが考へられる。須世理比賣を適妻とする大國主命が、八上比賣と婚した沼河比賣に求婚したといふ記紀の記述の如き、その一例として見るべきであらう。人皇紀に於いても事例は決して少くない。

(3) かなり人性的な婚姻思想下にあつた我國神代の婚姻に於いては、當事者の私約(Self-Bridal)が、相當重要な地位を占めた。しかもその婚姻成立の順序は男女の私約、女の父兄の承諾、結婚式の順序を履むことを通例とし、原則とし儀式を不可缺の要素としたと考へる中田博士(『法制史論集』一頁)の論斷に筆者も與する。中山太郎氏は我國上の婚姻に於ける儀式の地位を中田博士に比して、はるかに低く觀る。それでも尙、全然これが存在、及その存在の意義を否定することは出来なく、且つ爲さないのである。(『日本婚姻史』)。

(4) 大國主命が須世理比賣との結婚に際し、比賣の父須佐男命が大國主命に種々のテストを課し、その上命が比賣を奪つて逃れる後から追かけ、その及ばないのを知るとその背後から婚姻の承諾をこれに與へたといふ神話に對して、中田博士は私約— 掠婚の段階を履んだ婚姻だと云はれるが(前掲書十頁)、筆者は蛇室その他の苦行服役の點

は姑らく措き、比賣との逃亡以後に於ける経緯からは、寧ろ一種の儀式的要素の存在の方を多分に暗示される。即ち筆者は、命が姫を連れて逃げる。姫の父命が追かける。そして許す、この一聯の順序に儀式的手續の存在を指摘したのである。

なほ古事記、所謂『神語』の條…：登與美岐。多豆麻都良世。如レ此歌。即爲三宇岐山比。而宇那賀氣理云々の浮説、頂懸も亦一種の婚姻儀式と觀る觀方が存る(中山氏)が或は然らん。但し少くともこの條下に於ける宇岐山比、宇那賀氣を、直接に婚姻儀式と云ふ結論に對しては、筆者は保留を持つ。

その婚姻思潮に於ける現實的傾向に於いて我國上代の思想とその傾向を等しくする羅馬法制に於いては、婚姻は當事者の單なる合意で成立した。官廳の面前での表示を要せず、届出さえ要しなかつた、と云はれるが、然もその間儀式は婚姻成立に重要な地位を占めた。(1)(2)引つゞき後代の諸國法制に於いて永く婚姻成立の要件に儀式が決定的な地位を占めたことは言を俟たない。(3)

(1) 栗生武夫『婚姻法の近代化』九頁、五十六頁。中川教授、既出『婚姻の儀式』(二)四四・二・二六一頁。尙ほ Lecourneau は、羅馬に於いては婚姻儀式が輕んぜられたと云つて居るが、然も決して無視されたのではない。筆者は寧ろ本文述ぶるが如く、その一般的事實主義の裡に在つて、尙ほ儀式の無視せられなかつた點を重く見る (Lecourneau op. cit. chap. 12 參照)。

(2) 羅馬法に於いては、宗教婚(Confaratio)法律婚(Cemptio)事實婚(Usus)を並び共に認めて居た。(種積教授『親族法』參照)。Confaratio は貴族の婚姻方式であるが、Cemptio は平民法學者が平民のために考案した方式で、一種の賣買婚の形式(これが直ちに實際に購買婚の名残か否かに就いては、肯否兩論が存する)に依る。Usus は、妻を占有すること二年にして、別に Confaratio 又は Cemptio 等の儀式を履まずしても、法律上の婚姻が成立すると婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

做された一種の擬制的婚姻方式である。

(3) 穂積教授『婚姻制度講話』三十八頁以下。

二

斯くの如く多分の重要性を以て、不可分的に婚姻に在する儀式の發生要因——何のために古來婚姻締結に際して儀式が存したか——を考ふるに、これは必しも一二に歸せられる可きものではない。

先づ先學の文獻、信賴すべき報告からデータの四五を類型的に擧げ來つて見やう。

ベンガルのカーリア人は婚姻といふ言葉を知らぬ位、社會生活を營んで居るが、彼等は尙ほその性結合が行はれる場合には舞踏と、これに伴ふ會食を有つたといふ。(1) 洵に結婚式に祝宴や饗宴が伴ふ——或る場合には、それ自身が即ち「儀式」の地位に在る——のは、殆んど凡ゆる種族に共通なと云つていゝ程廣い、且つ他の何等儀式的行事を持たない種族の場合にも尙ほこれだけは存在するといふ事例も少からぬ程原始的な習俗である。Westermarckも又フィ、ワンヨロ人の例をはじめ、多くの事例を擧げてゐる。(2) 我國に於ける結婚風習中にも、この事例は最も普遍的に存在する。(3)

(1) A. H. Post, Die Grundlage des Rechts und die Grundzüge seiner Entwicklungsgeschichte, Oldenburg, 1844, S. 239.

(2) Westermarck, op. cit., p. 118.

(3) 中山太郎『日本婚姻史』や、亂雑にはあるが、本書には婚姻習俗のデータが豊富に記載されてゐる。同氏の著作(本書)は學問的整理に對しては、未だ可成りの不滿を感じなければならないが、然も尙ほ相當の信頼と尊敬を拂ふに足るものである。

この種の儀式(習俗)發生の原因は、それが一面、新しい性關係を社會に向つて披露するといふ公示的意圖を含ん

で居ないのでないが、主として當事者(多く男子)の個人的歡喜の表現、分配と、なほわづかばかりの前途への祝福の祈願——要するに主として個人的歡喜、祝賀の情の發表に在ると考へられる。

古代印度人は、結婚式當日、花嫁をその家に迎へに行くのであるが、先づ引渡の儀(dextram iunctio)が行はれた後、男子は、各の右手及び着衣の裾を結び合された花嫁と祭壇の周圍をめぐるつゝ、犠牲を供へ、次に Saptapadi といふ式を濟したる後手を清め、儀式的共食を行つて、さて賑かな行列をつくつて花婿花嫁同道で婿家に歸るのである。(1) この事例に見るが如き或は祭壇を齋き、犠牲を供御し、又或は聖火淨水のみそぎ、(2) を行ふとか、或は神官僧侶の司祭を必要とするとか。(3) いふ種類の儀式は明かに宗教的祈願、呪術的祝禱の情から發するものである。(4) 希臘、羅馬に於ける婚姻儀式中のこの種要素については、Coulanges が『古代市府』に記載するところが精

150 (5)

(1) Post, a. a. O. S. 247; Coulanges op. cit., p. 48.

(2) Coulanges, op. cit., pp. 45, 46. 中山、前掲書二九四頁以下。六四頁以下。

(3) 羅馬の Confectio には、二人の神官、即ち pontifex maximus 及び flamen dialis が立會つた他、尙十人の證人が臨席した。(Gaius, I. 112; Ulpianus IX.) また Massua, Islam の婚姻儀式は僧侶の司るところであつたと云ふ。

(Post, a. a. O. S. 242.)

(4) 所謂狭く宗教的婚姻或は儀式 (Sacramentum) は、一五六三年のトレント宗教會議以後クリスト教國に於いて永く婚姻の絶對的要件となつた所謂 Kirchliche Trauung に示されるべきであるが、此に擧げ來つた宗教的婚姻儀式は、これとは區別せらるべき一層純なる、一層原始的なる宗教的儀式である。教會的婚姻儀式は、素よりその宗教的根原

の遠く溯り得べきは勿論であるが、然も——特に中世、或は舊教國、或はその餘威としての現キリスト教國に於ける——その婚姻に對する權威的立場は、寧ろ教府の俗世間的支配力の表れである。寧ろ此處に見らるゝのは、教會の俗世間的意圖の問題或は或る時間を限つての、その實際的成功の事例である。なほこれに關しては、Post. 2. 4. O. SS. 242, 243.

(5) 『希臘人の間では、婚姻の儀式は三段の儀式から成つて居たと云ふことが出来やう。第一の式は父の爐の前で行はれ——之れを *εγγύματι* (*Eggusis*) と云ふ——第三の儀式は夫の爐の前で行はれる。——之を *τελος* (*Telos*) と呼ぶ。而して第二の式は即ちこの第一の式と第三の式とを繋ぐ行列であつて、これを *πομπή* (*Pompe*) と名付ける。(一) 女の生家に於いて、父は通常家族一同の環視の中に、婚の面前で犠牲供御をする。これの終つたところで彼は一つの祝詞を唱へながら、彼の娘を婿に與へる旨を宣言する。此の宣言は婚姻には絶対に不可缺のものである。……

(二) 花嫁は婿家へ連れて行かれる。時には彼等を伴ふのが婿自身であることもある。ある市府では此の花嫁の案内役が、ギリシヤ人の間に於いて司祭のやうな、性質を與へられて居た人に宛てられて居て、人々はこれを聖使 (*Hermis*) と呼んだ。扱て花嫁は車に乗せられ……花嫁の前に立つた者は炬火を押し立てて行く。所謂 *flambeau Nuptial* である。そして行進の間じゆう、人は花嫁を圍んでオ・イメン・オ・イメナイエといふ折返しのついた一種の聖歌を唱ふ。人々はこの讃歌をイメーン (*Imen*) と呼んだが、遂には結婚式全體をも斯く呼ぶに至つたのを見れば、右の讃歌が如何に重大であつたか理解される。』(Coulanges op. cit., pp. 43-44) 斯くて婿の家に達した嫁は、儀式的な擬闘の後、婿にかゝられて家に入る。それから、本當の聖式は、はじめられるのであつて、『人々は爐に近づき、新妻は家神の前に立たせられる。彼女は淨めの水に身の汚を洗つて、聖火に

觸れる。祈禱が幾度か唱へられ、夫婦は一つの餅子、一つの麵麩、幾つかの果物を分けて食べる。』(Coulanges, p. 45)。

羅馬の宗教的婚姻も、頗る希臘のそれに似て、是れ亦 *triduo* (引渡式) *deductio in domum* (迎妻式) *Con farratio* (聖饌式) の三段の儀式から成り立つ。無論、最後の儀式が最も大切であつたことは、この種の婚姻儀式を他のコエムツオ婚、ウィズス婚などと分類併立せしむる時、それ自身、コンファールレアチオ婚と云つたのもでその間の消息が分る。而して *Coulanges* によれば、その儀式の實際は、殆んど希臘の引うつしの如くにさへ見える。即ち例へば、行列中に讃歌を唱ふことも、夫の家に擬闘の後抱へ入れられることも、聖火靈水で清められることも、犠牲供御、濯奠、分食の儀式皆同様である。(Coulanges, op. cit., pp. 46-48) 尤もこの儀式の細い部分に關する *Coulanges* の説に對しては相當に異説が存する。(中川教授、既出『婚姻儀式』(一)五四頁、同(二)二六二頁參照)。なほ羅馬に於いては、この宗教婚に並んで *usus* 婚 *Coemptio* 婚等が存したことは、既に嚮きにも述べたところであるが、如上の儀式に於ける宗教的要素は、またこれ等の婚姻形式にも、これ等が亦殆んど必ず多少の儀式的事項を伴つたと共に、共通に存してゐたと云ふ。

これ等の宗教的儀式は、専ら新しく結ばれんとする性關係を社會——縦に先祖にまでつゞく社會、横にコンテンポラルな彼等の生活區域——に向つて淨化し、呪を拂ひ、怒を鎮め、冥助と祝福を祈求するの要求から出で來つたものと考へられるのであるが、またこの種のものには性現象への *hollow naturalis* 自然の生殖力に對する原始的膽仰の情に由るところのものも多いのである。すなはち、我が秋田市附近、越後古志郡、陸中江刺郡地方、其他今なほ全國的に散在して報告される結婚式に於ける「嫁の尻たゝき」の風習の如き、この種の事例に屬する。また武家に於ける祝言の一儀式として嫁の到着と同時に、或は所謂床盃と同時刻に餅搗きを行ふ俗(『小笠原禮式』)——これは町

家に於いても亦行はれた習俗で、その報告が各地に相當存する——の如き、交媾そのものゝ象徴及繁殖の暗示と見るべき充分の理由がある。(1)斯くてこの種の祝禱行事が、屢々農事祭禮と結んで遣つて居る例を見かけるのは實にこの性質に因るのである。收穫祭に伴つて存する亂婚的習俗の如き、亦たその曲歪的存在の一であらう。(2)

(1) 中山氏。既出書。六四頁以下。三三五頁以下。直接に婚姻儀式ではないが、西オーストラリアの Waschandi 人の Kanro 祭の如き、男達は女陰に似せて造られた叢に圍れた穴のまはり、極端な狂焦さを以て踊りまはり、陽物に擬した槍を以つて、この穴を突きつゝ、歌ひまはるといふのもまたこの種の習俗の一の表れである。(Miller-Lyde, *Formen der Ehe* 第二章にはこれ等の事例が多く記載されて居る)。

(2) 中山氏。既出書三三五頁以下。三六一頁以下。及同氏著『日本民族誌』には多くのこれに關するデータが集められてある。

然るに茲に、以上に挙げ來つた事例が持つ諸性質とは、別箇な性質を持つ、多くの事例がある。まづ二三の資料を記るさう。

Lubbock によれば、シクロネシヤ諸島の一、Bonabe では、妻は結婚の時夫の祖名を記す文身を施される。(Lubbock, *Origin*, op. cit., p. 84)。我國徳川時代明治初期まで存した女子が婚姻すると同時に髮形を變え、眉を落し、齒を染めなどする習俗の如き、また同系の俗である。

同じく Lubbock はまた、カナダ・インディアンは、酋長の許可に依つて一對の婚姻が定るや、男は女の許に到つてこれを背負ひ、群集の歡呼の裡を自己の天幕まで運ぶといふ儀式的慣行を持つことを報告して居る。(op. cit., p. 85)。古代希臘・羅馬に於ける婚姻儀式のうちに行列的な花嫁運搬が、式次第の上で重要な地位を占めて居たとは、

既に嚮きにそれ等の儀式次第を略述した機會にも述べた。(詳しくは、Collanges, op. cit., p. 44, 46)。我國古來からの結婚儀式慣行に於ても、行列が大切な儀式次第の一であつたことは、人のよく知るところである。朝鮮・支那の習俗に於いてまた然り。洵に行列は大抵の婚姻儀式にはつきものと云つて可い位で、多くの未開人間に於ける慣習に於いてと、同様であると云ひ得る。(Westermarck, op. cit., p. 420; Post, a. a. O. S. 240 等々)。

以上の舉例について、特に吾々の注意を引くものは行列の著しい公示力である。身分變化の象徴を身體着衣等に附する俗も亦、その目的とするところは、他へ向つての公示である。すなはち、これ等の儀式の要因は、皆新しい性的干係の公示要求に存する。然もこれ等の性質を持つ儀式は、あらゆる時、處の婚姻儀式に殆んど普遍的に存在する。これは、充分に注意せらるべきことである。すなはち婚姻儀式は、その發生原因に於いて著しい公示要求を持つ。

洵に婚姻儀式は先段に例示したるが如く、或は個人的歡喜の情に因るもの、自然に對する驚畏感に發する、咒術的或は宗教的祝禱の念に因るもの、或はまた宗教的形式による社會的淨化の要求より來るもの等々必しもその起因は一でなく、(1)また同時にそれ等幾つかの動機は必しも獨立せず、屢々否常に一つの儀式要因の裡に數個併在することは、寧ろ當然といふべきであるが、今茲に舉げた公示要因に到つては最も廣い範圍に、また最も多くの場合に、然も主調を爲して分布存在してゐるのである。果して然らば、このことからして、婚姻儀式なるものゝ起因、目的が主としてその公示要求にあると云ふことを結論せしめ得るのではあるまいか。而して、この婚姻儀式要因中に於ける公示要因の優越よりして、筆者は更に今一つの結論にまで到達せんことを意圖しつゝあるものである。(2)

(1) 中川教授は既に屢々引照したその論文『婚姻の儀式』に於いて、婚姻儀式の發生理由、又儀式に依つて達せられる效

果を、婚姻當事者の歡喜の情、廣い意味に於ける宗教的祈禱(一定儀式の形による新性的結合關係の將來に向つての無災厄を希ふ消極的な願と、それが益々幸福を齎らすやうにと云ふ積極的な祈)、新性的結合關係を社會意識に對して淨化する作用、(『…儀式は常に之によつて性的關係を社會意識に對して淨化する作用を有つ。換言すれば、社會意識は自ら認定した儀式のみ正しきものと見る。その社會が宗教に依つて多く影響せられて居る場合には、宗教儀式は、神の Sanction としてその結合を神聖にし、従つて合法的なるものとするのである。』(『婚姻の儀式』(一)四九頁)、新しい關係の公示の必要の四つのフォルミュラに分類する。(既出。法學協會雜誌四四・一四九—一五〇頁參看)。

(2) 個人的歡喜より變する儀式や、honor matris より變する宗教的のその如きは畢竟個人的性質を有するものであつて、少くとも、本編の如き目的を有つ論究の場合には、多く注意を拂ふ價値の少いものである。これに對してその淨化要因、公示要因は甚だ多くの社會的意義を含むものである。

三

潜かに思ふに、婚姻儀式の純私的(例へば我が國結婚式俗に存した床盞の如き)または各種の祈禱的部分を姑らく除けば、儀式といふものは既にそれ自身公示的 public なものと云ひ得る。——同時に他面、人々を集めての饗宴の如きも亦その publicity の一方、一人では背負きれぬ歡喜を他人に頒つといふ私的動因が潜んで居ないのでないが——斯くて實際にまた幾多の事例から、吾々は公示的效果を期待するいろいろ様々の形式を、殆んど涯限なく採集することが出来る。——

婚姻儀式に於ける行列の強い公示性については既に述べた。身體に新婚關係の成立を表徴し、或は身分關係の變化を表示する何ものかを付し、或は髮形等を變る等の慣行についても既に述べた。式典に臨む新郎新婦が或は手

を組み、指を結び、或はその着衣を結び合せられるとかいふ種類の習俗も多く存するが、これも亦その新結合關係を端的に公示するの目的に出でたものに他ならぬ。例へば Gonds や Korkis の新郎新婦が互の着物を結んで舞踊するとか、印度人間には二人の手を結び合はせる儀式があるとかは、その例の一部である。(Westermarck, op. cit., p. 419 ff.; Post, a. a. O. S. 241)。更にまた、古代ゲルマン人の婚約式は必ず一定の公の場所 Mallum oder Mahal に於いてのみ行はれた(中川教授。既出論文(二)法協四四・二・二五四頁)と云ふ事例、羅馬に於ける Confarreatio の如きも——Contarges に從へば私宅内で行はれたと云はれるが、これには有力な反對説が存し、その行はれた場所は恐らく公開の神聖な場所であつたらうと考へられる(春木博士『Contharreatio 及び Cephio の起原及方式に就て』(穂積陳重先生還曆祝賀論文集)。中川教授。前掲。二六二—二六三頁)——そうした場合のコンファールレチオ婚式の例等は儀式の強い公示的要求を示す。洵にまづ手近な我國古來の(また現今各地方に遺る)種々の結婚式俗をはじめ、諸民族に亘る多くの事例を考へるとき、吾々は婚姻儀式の公示目的といふものが如何に細心に、如何に複雑に形式化されて居るかといふことを教へられるのである。(i) 斯くて婚姻儀式なるものは、その動機に私的なものが併存するといへ、畢竟主として其處に結ばれたる新しい性結合關係の公示を目的として發生し、且つ存続し來つたものであると、云はざるを得ない。これを他の言葉に換えて謂へば、人類は古くから儀式の舉行によつて新しい性結合關係に對する社會的承認を求め來つたのであつて、實にこの性關係は、常にこの儀式によつてのみ、『不義の關係(illicit connection)から區別せられて、承認せられたる婚姻(recognized Marriage)たり得たのである。』(2) すなはち更に他の言葉を以て云へば、婚姻のことたる、その抑ものはじめから、社會的なるものであつたことを知らねばならぬ。

(1) なお Westermarck の別著 *A Short History of Marriage* の第八章にも、公示を目的とする儀式の事例がいくつも挙げられて居る。

(2) Charlotte Sophia Brunn, *The Handbook of Folklore*, London, 1914, quoted by Prof. Nakagawa in the article above quoted.

古代 Peruvian 族の酋長は、毎年又は隔年に同族中の適齡未婚男女を集めて、順次に男女の名を呼び上げ、その手を繼がしめるが、彼等の間では斯る結合のみが合法的とせられた。又カリフォルニアの Pomo や、ニクアラグアの土人中にも類似の慣行がある。(Westermarck, op. cit., p. 428 ff.)。洵に婚姻は、婚姻が兎も角も婚姻として受けとらるべき域に達した時から既に早く——と云つて可い程、そのはじめから早く宅内の私的要素を振ひ落して、「社會的なるもの」に移行した。今、古事記較美二神國産みの條下を讀むに、「於其島天降坐而。見立天御柱。見立八尋殿。於是問其妹伊耶那美命。曰。汝身者如何成。答曰吾身成々不合處一處在。爾伊耶那岐命詔。我身者成々而成餘處一處在。故以此吾身成餘處。刺塞汝身不成合處而。以爲生成國土。生奈何。伊耶那美命答曰然善」そこで「爲美斗能麻具波地」と天御柱をめぐり、お互に伊耶那美命先づ「阿那迦夜志愛、袁登古袁」と呼び給ふに答へて伊耶那美命が「阿那迦夜志愛、袁登古袁」と呼びかへし「久美度適興」して子を産むだが水蛭子であつたので、これを流し、更に再た子を得たがこれも満足なものでないので、これはきつと自分達の婚姻に謬ちがあつた爲であらうと、天の大神に大占たて、伺はれてその指示を求められたといふこの一條の記述を讀んで行くと、まづ吾々の祖先達の婚姻觀從つて恐らくはその實際も——が既に度々述べたるが如くかなり自然的な、直接的なものであつたと云ふことが疑はれるにも拘はらず、尙ほその間、すでに婚姻が少くともある程度の社會的制約を受けて居て決して全然私的な關係

の限りに放置せられて居たのではないと云ふことが、充分に明瞭に察知せられると思ふ。(1) 既に斯くの如くんば、ある一つの性的結合關係が不義の私的關係から區別されて、社會の承認を得る必要のためには、婚姻儀式の公示性はその重要な中心的意義を爲すものたらざるを得ない。諸國の法制に於いて永く儀式が婚姻成立の不可缺の要件として重ぜられたのも、(2) 儀式の他の要因の故からは、決して然るべきの道理は素め得ない。一にその公示性(及淨化性)の故に由る。(3) 後世例へば我國法制の如く儀式が届出主義に道を譲つたのも、(4) その理由を探ねて畢竟近世に於ける社會生活範圍の廣範化が齎らせる儀式の公示力の實際上の減少に求め得たりとすれば、即ち公示力(淨化力)を失つた儀式は實際に於いてその社會的存在力を失ふといふことが結論される以上、この經緯は寧ろまた實に儀式の眞使命を裏書するものである。(5)

(1) 神話的記載は、素より直ちに科學的史料ではない。併しこれの素直な——成心よりする附會的態度を嚴重に捨てた——これに對する理解、その放出する暗示の意味を受け取る態度が科學的である限り充分學問的に有力な示唆を受け得ると確信する。古事記のこの條下の記述についても、安麻呂及その時代の人々の詩的潤色、少くともその時代的思想の混入が全然なくはなからう。然しそれ等の爽雜物の雲——それは決して多いものではない——を通じて充分我が先祖達の社會生活を窺ふことが出来る。少くとも語部達の時代は充分に感得することが出得やう。斯くてこの條下から吾々が感得し得るところのものは、日本原始民族の婚姻觀及その方面の生活が、甚だ自然的、直接的、人性的、實際的であつたといふこと、然もそうした社會の婚姻にも儀式の存在したこと——天御柱を廻つて稱呼し合ふ手續——その手續に誤謬缺陷があつた爲めに制裁を受けた——水蛙子を含む——といふ思想は、既にある程度の社會的制約が、これに加へられて居た證左と觀るべく、その落度が「女人先言」に存したといふのは、既に父權的制度の社會支配を物語るものと考へられるのである。尙ほこの條下の二神結合の營みは、國生み——國土經綸の意

味を合せ含んでゐることは、否定出来ないが、然も決してそればかりの意味でなく寧ろ記述の主脈が示すところのものは、二神の性的結合の次第である。況んや國土の經倫といふも、まづ——殊に原始の時代にありては——生み殖えることが、先決問題である。

(2) 穂積博士『婚姻制度講話』、『親族法』。粟生博士『婚姻法の近代化』。中田博士『法制史論集』。三浦博士『法制史の研究』二八三—四二二頁。五一—五頁以下。中川教授『略説身分法學』八七—九〇頁參看。

(3) 教會法の婚姻法に於いて教會儀式が嚴重に要求せられた原因は寧ろ宗教的、少くとも教會的理由に依るであらう。乍併これとても纏の機會に於て一度述べた如く結局教會の俗世間的勢力の充分な場合にのみ、在る婚姻關係に對して承認力と、淨化力とを有つのであつて、この場合にのみ問題に上り得るのである。

(4) この事項一度既出。

(5) 我が國民法に於ける届出主義成立の沿革に就いては既出、中川教授『婚姻の儀式』(三)及(四)の部分に精しい。(法學協會雜誌四四卷五號八八九頁以下及同六號一一〇〇頁以下)。

婚姻に於ける儀式の不可缺的存在に注意を向くることよりして先づ出發した本篇の筆者は、その婚姻儀式の發因に溯り、これに對する考察を通じて、遂にこれが重點をなすものは、その公示性(淨化性)に在り、而してその公示性(淨化性)こそは、儀式をして婚姻に決定的な結び付きを行はしめたものであるといふ一つの結論に達した。而して斯く婚姻が強く社會的公示を要求—換言すれば社會的承認を必要とするといふことは、抑も何を意味するか。茲に婚姻の本質に關する一つの結論、すなはちそれが、賦性的私的事項にあらずして、制度的社會事項たるの結論に到らんとするのであるが、姑らく眼を他の方面に轉ずる。

二 婚姻思潮(婚姻觀)上に於ける二主義の對立と婚姻概念の

二構成要素

抑も婚姻とはいふ問題に對する答、すなはち婚姻の本質、内容、意義等に關する見解は洵に多種多様である。

田中博士はこれ等多くの婚姻觀を通觀して、その中から「啓蒙的、個人主義」と、これに對する「保守的・超個人主義的・團體主義」、簡單にこれを云へば、個人主義的、團體主義的の二思潮を抽出した。而して前者の中に佛國革命的自由主義(比較的無色なる自由主義)、米國的技術主義及びソヴィエツト社會主義的自由主義を分ち、後者の中に「我が國舊來の婚姻思想」や「ヒットレルの國粹社會主義的思想」などをその代表的なるものとして屬せしめる、(田中耕太郎『現代婚姻思潮に於ける個人主義と團體主義』改造第十五卷第五號)。

姑らく田中博士に従へば、凡そ「個人主義的婚姻觀はレフォルマチオン以後の時代思潮に外ならないのであり、其れは國家理論に於ける社會契約説、法律思想に於ける私的自治の理論、經濟理論に於ける自由放任主義となつて發現したところのもの」(前掲、二二頁)に外ならぬ。洵に「近世に於ける婚姻思潮は啓蒙時代の特色である自由主義及個人主義を其の基調とする」ものであり、この時代に於ける國家思想である契約理論は婚姻にまで推及せられ、「婚姻は男女兩性間に於て Geschlechtsbeziehungen を相互的に占有する契約と觀念せられる有名なるカントの定義は、此の傾向を代表するものと認められ得る。」(同前)。これは婚姻を以て、身分法的特異性を承認しつゝも、「財産法上の契約例へば賣買、交換、雇傭、請負等と同一視せんとする思想に外ならないのである。」(同前)。宗教的自由主義たるプロテスタンチズムの婚姻觀の如きも、斯くて「夫婦間の愛の結合のみを考へ、其れを他の人類社會より隔離し

て考ふるのである。愛なき婚姻は虚偽であり、従つて事實上婚姻があつても、其れは無きに等しい。法律的形式主義の如きは凡そ婚姻と相容れないものである(前掲、二〇頁)と、考へるのである。

一方團體主義的婚姻思潮は「婚姻の契約性従つて婚姻の範圍に於ける私的自治を否定し、之れを超個人的秩序に高め、其の社會性を強張」(前掲三六頁)するのであつて、これは時に婚姻を民族主義や國家主義の手段化することをさへ辭さないところまで立ち到ることがあるのである。この點に關する限りは、田中博士が啓蒙的自由主義に屬せしめる、米國的機械主義(1)及びソヴェット社會主義も、その目的論的・技術主義(一はブルジョアの享樂主義の、他は社會主義的團體主義のための)たる點に於いて、一つの分類に屬せしめられ得べきである。(2)

(1) 主として Judge Ben B. Lindsey 一派の思想によつて知られたる婚姻觀並にその技術的主張を指す。田中博士は、これに對して「……道徳を犠牲にして個人的幸福(?)を計る。其れは科學の名に於いて爲される驚くべき野蠻行爲である(前掲二六頁)と云ふ。

(2) ソヴェット露國に於いては今や「婚姻は純粹なる事實上の状態となつた。其れは最早法律關係ではなく、單に法的效力を有する事實に止まる」(Radnuch)。婚姻は露國に於いては、殆んど凡ゆる舊來的なるものを振捨てた。かゝる状態を目し、かゝる婚姻觀を以て、個人主義的傾向の極致と做す田中博士の考は正しい。(前掲二七頁)。然しこれが何等かの意味に於ては社會主義的政治理論殊にその技術方面と結ぶ限り、博士の所謂團體主義的目的論的・技術論の範疇にも屬せしめられ得る。ソヴェット露國に於けるこの兩面を有する婚姻觀は、理論的に充分興味ある問題であるが、直接本稿の關せざるところであるが故に、これ以上の深入は他の機會に譲る。

以上の如く田中博士は多種の婚姻觀を通觀することに依つてその中から二流の思潮を抽出し、一を個人主義、他を團體主義思想に歸せしめたが、小異を捨て大同に就けば、諸々の婚姻觀がその異なる世界觀的立場からの論争に於

いて、すなはち價值論的婚姻論に於ける幾多の主張も、畢竟二つの思想的流れに歸せしむることは——如何なるフォルミュラを用ゐるか自から別だが——理由のあることである。

田中博士は、その所謂個人主義的婚姻觀に對し、「其等は皆舊來の宗教的、倫理的、團體主義的婚姻觀に對する反抗である點に於て相互に徑庭を有しない」(前掲三〇頁)ものと做し、これ等の思潮が、保守的團體主義的婚姻觀の動もすれば個人人格を無視し、自然法を蹂躪するに對し「それ自己の中に包有する人格主義に依つて一面の眞理を有する」(同三六頁)ことを認めるが、婚姻を「純然たる世俗的なるものに爲」(同二〇頁)し、婚姻から秘蹟的なる性質を奪つてこれを私的自治の世界にまで持ち來つたことに反對する一方、團體主義的婚姻を「超個人的秩序に高め、其社會性を強調」(同三六頁)する點は、これを是とするが、この思潮が、團體のためには、個人的・人格的要素を奴隸にする考方を否定する。(同前)。然らば正しき婚姻觀は果して如何なるものか。此處に到つて博士の價值論的婚姻論は自然婚姻の本質論、概念論に入るべきである。則ち博士に従へば、「婚姻は勿論社會的、従て世俗的意味の法律的方面を有するものであるが、然しその本質は二人格者間の靈及肉の結合である」(前掲三八頁)。(1)すなはち、その修辭部分を除けば、婚姻は——少くともその本質は兩性の性結合なりと做すと云ふに在るが、筆者はこの立言に服さぬ。

筆者の考ふるところによれば、田中博士の婚姻本質論の缺陷の由つて來るところは、その婚姻概念の分析の不徹底に存する。否、博士はその分析に於いて必しも粗漏でなかつたかも知れない。然も少くともその行論の間に於いては、その概念の構成要素中のあるもののみ過當に觀點を置き、これを基礎に議論を行ひ他の或るものに對しては、之れを概過、少くも輕視する。結論の謬は正にこゝから山來する。(2)

- (1) 『その本質は二人格者間の靈及び關の結合である』。(イ)『二人格者間の』といふ。婚姻が最初から今日の如き共濟的雙單式のものでなく、複數的の結合も存したことは、既に知つた如くである。故にこの立言は現在の婚姻に關し且つ一方規範論的態度を加へたものであることを知るべきである。また『人格者間の』といふ言葉は婚姻は端なる動物的な性結合とは區別された、それこそ本質的に自由意志的なものであることを示す。(ロ)『靈及び…』とあるは、また婚姻の非本能的事項たるを示し、且つ規範論的には、これに對して常に人格的たるべきを示す。
- (2) 婚姻思潮論は素より、田中教授の既出論文の内容を批判することそれ自身は、今本稿の意圖せざるところ。素と、本稿の目的は別に在る。たゞ、その婚姻本質論の部分は、本稿に於いて採り上げらるべき一の問題が存するのである。

二

抑も婚姻とは何か。如何なるものを、正しく婚姻と指稱すべきか。穂積博士はこれに定義して『婚姻とは當事者双方の合意による一男一女の終生的共同生活關係を法律が承認』、『既出』『婚姻制度講話』二〇頁)したるものと云ふ。この定義は『今日在る』―就中我國に於ける婚姻の諸要件を綿密に抽象し來つて他面『今日在るべき』婚姻を定義したものと云ひ得やう。蓋し、今日兩性の婚姻的結合は、その當事者の全身全靈的な選擇判斷の結果たるべしと考へられ、尙ほ父權的餘影を存する我民法にあつても(婚姻に對する戸主の同意權(七五〇條)、同じく父母の同意權(七七二條七八三條)、本人に婚姻の意思なきときは絶対に婚姻の成立することが無く(七七八條一號)(一)斯くて婚姻は素より當事者双方の合意に基くべく、一男一女―夫一婦制の確立嚴守が不拔の道德と考へられつゝある今日に於いては、必然的に雙單的たるべく、またその終生的共同生活の社會的承認の問題に向つては所謂法律主義を採る(民七七五條)(2)我國現在に於いては、法律の認めたるもののみが原則的には婚姻である。乍然既に嚮の機會にも述

べたるが如く、婚姻が『今日在る』までには、沿革的の變遷を経來つたものである。換言すれば例へば婚姻に於ける自由主義或は人格主義の尊重も、一夫一婦制の確立も而して亦法律主義の勝利の如きも皆一に歴史的過程の下に發現し來つたものである。斯くて筆者は姑らくこれよりもやゝ自由に、婚姻とは生活を共同にする永續的性結合である(3)と定義するを以て充分且つ適當であると信ずる。さて然らばこの概念から、偶發的、一時的な性結合が除かれることは素よりであるが(4)この結合したる二個一體の兩性の永續的な共同生活は、家、若しくは家庭を營むことによつて實踐せらるゝのである。即ち婚姻關係に於いては、二人の兩性間に於ける性關係と、この二人が營む生活(經濟關係)の二個の方面が存する。(5)

- (1)(2) 中川教授。既出『身分法學』二二頁以下。一一〇頁以下。八七―九〇頁。九二頁。尙ほ穂積教授既出『親族法』當該各項。

- (3) 因みに『Marriage is nothing else than more less durable connection between male and female, lasting beyond the mere act of propagation till after the birth of offsprings.』(Westermarck, op. cit., p. 19)『廣義』に解すれば繼續的な兩性關係にして生活を協同にするものは悉く婚姻である』中川『身分法學』九二頁)。

- (4) 一時的婚姻(Ausendlicke-einhe)は婚姻にもならず。(Miller-Lyde)。なほ婚姻に於ける繼續期間の重要性については、Post, Ethnologisch Jurisprudenz. II. 85, 107, 116; Derselbe, studien. 250. 及穂積教授『婚姻制度講話』七頁―一頁、栗生教授『婚姻法の近代化』五六頁、中川教授『略説身分法學』九二頁以下。

- (5) 筆者は法學者の使用する『婚姻的生活共同』(Gehlich Lebensgemeinschaft)といふ言葉を借り來つて、この婚姻に於ける二個の方面を抱括觀念せしめたい。婚姻とは實に永續的に結合せる兩性によつて營まれる Lebensgemeinschaftである。

栗生博士に依れば夫婦関係の内容は

「人的關係」——「姓共同。(ローマ法に於ては結婚後も妻が生家の姓を有す、支那、日本にもこの俗あり)」「住所共同。」「性共同。」

「財産關係(筆者の所謂「生活方面」の中心を爲すもの)」

に分析せらる。(既出「婚姻法の近代化」八七頁以下)。尙ほ中川教授既出「身分法學」一〇三—一〇五頁。更に Rogin,

Traité de droit civil comparé. Le mariage. 1904; Francesco Cosentini, Droit civil comparé européen et américain, Le droit de Famille 等。

婚姻的生活共同に於ける性結合關係は、その限りに於いて終始自然的(生物學的)、また人性(人格)的なるが故に、これを人性(人格)的關係と云ふを得べく、これに對してその生活關係は實際に於いてその生活を營む場合、一定の社會的の制度の中に入つて營むが故に、制度的關係と稱し得べく、またそれらに、一を自然的關係、他を文化的(歴史的)關係と呼んでも可いであらう。

兎も角も婚姻に於いては、自然的・人性的・從つてまた個人的關係と、文化的・制度的從つてまた社會的(團體的)關係の二個の方面が嚴然併立相關して存在するのであつて、その何れの一を缺いても婚姻なる概念は構成されない道理であるが、人の「婚姻」を観るとき、その觀點が、自然の二つのものゝ何れへかに傾くことは、實際上ある意味に於いて自然のことであらう。かの婚姻思潮上の諸思想が畢竟二つの流れに歸して存在することは實に此處に由来すると謂ふべく、筆者が嚮きにこの事を指して「理由あること」と做した所以も亦之れに存するのである。洵に田中博士が謂ふところの「個人主義」はこの婚姻に於ける自然的・人生的要素に多く觀點を置く思想であつて、この人性主義は謂はゞ婚姻思潮に於けるヘレニズムである。一方その「團體主義」は、これに對してそのヒプライズムと謂

ふべきか。兎も角その社會的・制度的要素に力點を置く主義である。

但だ、あるが儘の「婚姻」をあるが儘に正しく理解せんが爲には、この二つのものは、その何れをも逸することが出来ぬ。乍然若し強ひてそのアクションの強弱を附する要があるならば、その制度的要素にこそ、これを置かねばならない。蓋し社會が「婚姻」として認めるのは、一定の性的結合のみを、更に今少しく精しく云へば、一定の制度的關係のうち、或は上に結ばれたる性結合のみを指稱するのであつて、その他の性結合は、これを結婚とは呼ばないからである。即ち今茲に「二人格者間の靈及肉の結合」が存しても、未だそれだけでは婚姻とは稱し得ぬ。これに制度的要素の結ばるゝに及んで、はじめて婚姻と呼ばれるのである。*

* 然るに田中博士は、その婚姻論に於いて、この兩者の併有について必しも觀過したのではないが(前掲、一五、一七、三〇、三六頁等)、然も恐らくは婚姻に於ける人性的・個人的方面に甚しく強い注意を向けたあまり、このアクションを前記とは全く反對の方向つて打たれたのである。博士に於いては、婚姻の社會が云々される場合でも、それは殆んどその人性的・個人的要素が社會に及す關聯、或は影響に關する限りの社會性のことである(前掲、各頁)。殊に「婚姻の問題は、道徳、宗教、習俗及法律の關係し來る複雑なる性質を有す」(前掲一七頁)ることを云ふ博士にあつて、その經濟に關係する點については全くこれを觀過し去つて居られるかに見へる。然るに婚姻制度に於ける經濟的特性は寧ろ關係云々の程度を超へて、その本質的部分に存するのである。これを觀過しては、到底婚姻の本質を得ることとは不可能である。

斯く云ふも兩性の結合、性共同が婚姻の出發點であり、基本的要素であることを否定するのでは決してない。

夫婦關係は畢竟め(女)、を(男)の關係である。我が古語は既に先にも示した如くとつぐと云ひ、まくと云ひ、

まぐはひと云ひ、其他皆この點を更に一層端的、直截に把握してゐる。また教會法は肉體的結合(Copula carnalis)によつて、婚姻は適法完成(matrimoniam rati et Consummatum)たるものと做す。(1)乍然斯く自然的條件に基礎し出發する婚姻も、之れだけでは、未だ婚姻たり得ない。基礎條件は畢竟基礎條件である。その制度的要件の附加を俟つてはじめて婚姻たるのである。婚姻は「神法と人法との結合」(divini et humani juris Communicatio)である。(2)

(1) 教會法のこの人性主義的婚姻觀の由來するところは、その現世的人智の上に位せんとする「宗教」に在る。殊に教會の俗世間的支配—現世的要素への壓迫—の意圖(及實力)の強大なりしをや。

(2) 「婚姻は一夫一婦の結合にして、終生の一體にして神法と人法との合一である」(Nuptiae sunt communicatio maris et feminae et consontium omnis vitae, divini et humani juris communicatio. — D. XXIII. Tit. 2. De ritu nuptiarum, l. 1. Modestinus)。此の句は羅馬最後の法曹 Modestinus の説として知られて居るものであり、Coulanges によれば、羅馬の Confratio 式に於て「……祝詞の朗讀裡に、而も其の家神の面前で食ふ此の餅こそ、實に夫婦の神聖なる結合を造るものである。之によつて彼等は同一の宗教に結びつけられるのである。斯くて婦はその神、その儀式、その祝詞、そして又その祭典を夫と同じくすることが出来るのである。ローマ法曹によつて今日傳へられて居る婚姻とは神法と人法の結合なり」といふ婚姻の定義も亦源を此處に溯して居る(Coulanges, op. cit., p. 47.)と云ふのであるが、この神法といふ言葉を自然の大法、自然支配の範圍といふ意味にとり、人法といふ言葉を人間の叡知、人間工夫の支配を意味するものとすれば、婚姻は畢竟前者の支配にあるべきその性關係(婚姻の自然的要件)と、その人間の叡知の所産たる制度的要件との完全な結合によつて完たかるべき意味を、この文言に依つて、甚だ簡明に表現し得ると思ふ。斯かる意味に於いて、洵に婚姻は神法と人法との結合である。この句を茲に借用した所以である。

ある。

三

考ふるに、人間の婚姻に於ける營みは、被造物としての最も根元的な營みである。(1)(2) 個體を含む種族の永世的繁榮といふことに對する欲求は、凡ゆる生物に於ける最も根元的な、最も始原的な本能である。但だ人間はこれが營みを本能の儘、自然の支配下に委したる儘に營むことなく、自らの方法に於いて組織した。この組織が婚姻である。(3)

(1) 尤より「婚姻に於ける結合は合理的・利視的なる目的社會結合にあらずして、性情的愛着なる本質社會結合である。結合の根本的動力となるものは何等の打算的利益に非ず。寧ろ非合理的なる性情自體である。人は何物かのためよりも婚姻のために婚姻するのである」(中川教授、既出「身分法學」二〇二頁)のに相違はない。例へば子を得ることは、社會學的に云へば、婚姻の結果であつて、人は必しも子を得るために婚姻しない。否、子を得ることを嫌つても、必しも常に婚姻を嫌ふものでなくさへある。斯くの如く種族保存の本能的欲求の如き、人をして直接婚姻に赴かしめるものでないと云ふ中川教授(前掲一〇二頁)の言説は、社會學的論究の關する限り、正にそのとおりである。(殊に「婚姻法規の原理を定立」する必要の限りに於いては、寧ろ斯くなくてはならぬ考へ方である。筆者の議論もこの事について必しも觀過するものでなく、自然後段觸るゝところがあると同時に、今茲では、いま一步窮局的部分に思考を及すべき議論上の必要より、斯く考へたのであつてこの場合筆者の謂ふところは寧ろ常識的立言に過ぎぬ。

(2) 「婚姻の制度は要するに性結合を目的とするものである。而してこの性結合は、最も絶對的なる生物學的必要の一つ、即ち性欲の満足を目的とするものである。けれども又この性欲とは、種の保存の爲めに人間や動物を促進する意識的衝動 Motaligne の所謂「畏」に過ぎない。」(Leouneau, op. cit., chap. I p. 2.)

(3) 而してその内容は夫婦のこの目的に對する *Lebensgemeinschaft* である。斯の意味に於て穂積博士が(嚮に引用したとは別な場所)『婚姻とは終生の共同生活を目的とする一男一女の正統なる結合である』と云はれた『親族法』二二頁(定義は洵にその要を得た定義である。なほ、茲に「正統なる」とは、風俗上、道德上の要求に合したるの意であり、「一男一女」とあるは勿論現在の婚姻を指す。

種の保存は、いかなる生物に於いても、その究竟の目的であるが、これが實際的内容は個體の保存と、種の保存との二方面に分たれるであらう。換言すれば個體自身の生活と子孫の生殖・養育と而して個人の生活と…斯くこれは縦に一脉の永世的連鎖(殊に例へば人類の場合の如きは、同時に横の團體的(社會的)結節)を爲してその營みをつゞけるのであつて、種の保存と、個體の維持とは、元來それ自身は別箇のものに屬すること當然ではあるが、然もこの兩者が相結——殊に「子孫の養育」による兩者の結合——んで働くことによつてのみその究極の目的は遂げ得らるべく、この全體の目的機構を人類は婚姻制度に——更に詳しくはこれを基礎としての「家」の制度にまで發展せしめて、(1)——組織して持つたと、筆者は考へるのである。このことを Morgan 流に云へば、人類は生殖の技術と生存の技術とを婚姻の組織の裡に併せ有つたのである。(3)

(1) 社會は人類と同時存在である。而してその最初の社會態様が血縁態であつたことに對しては殆んど全く異論の存し得ざるところである。この血縁團體(社會)はそのいづれの結成型式によるものにもせよ、「性」を基礎としたるものであることは、云ふ迄もない。人類最初の社會組織が性を基礎にしたと謂ふ所以である。則ち人類は、その社會生活のはじめから、血縁的共同生活を營み、然もこれを累世的に繼續することを意圖した。茲に家とは現實的家族共同態及其の累世的連鎖の觀念であつて、『夫婦結合は近代的家族に於いては其成立を基礎づけ、家長的家族に於いては、その存續を保障する。即ち小家族に於いても大家族に於いても、家族的基本をなすものは、夫婦の結合關係で

ある』(戸田貞三『家族の研究』四頁—五頁)斯くて謂はゞは婚姻制度は家族制度の一面であるとも謂へる。なほ人類は同じ目的に向つて、經濟制度、法律制度、國家制度等々を有ち、その各は、文化の進展につれて、各自それの獨目的發展をみたが、それ等制度に對して始原的地位にあるのが婚姻制度である。

(2) Morgan は「生存上の諸技術」といふ言葉を用ひて、人類の「經驗」の發展を段階的に敘述し、(Morgan, op. cit., Part. I, chap. 2, 『古代社會』三一頁以下)これに婚姻形態の變遷を照應せしめてゐる。

Müller-Lyde はゲネオノミー(Geneonomie)といふ概念に「直接又は間接に、世代によりて死滅するものに代るべき總ての繁殖の組織」といふ内容を與へる。なほ彼は『經濟(Economie)が、財の生産に關する總ての現象の概念であると同様に、ゲネオノミーは直接又は間接に人間の生産(繁殖)に關する總ての社會的現象總和である』と做す(詳しくは既出 *Formen der Ehe* 第一章 Geneonomie の條参照)のであるが、婚姻はこのゲネオノミーの實體的組織である。少くとも、このゲネオノミーのための組織である。

すなはち Geneonomie のためには、先づ兩性の性的結合が必要である。次には世代關係に對する考慮と努力を必要とする。斯くて婚姻とはこの兩者を包含する考慮に向つての組織である。嚮に婚姻とは生活を共同にする永續的結合なりと定義したが、洵に婚姻は偶然的な、出來心による性交渉を指稱するに非ずして、實に本來ゲネオノミー的なる結合體である。

斯くて婚姻に於ける根元的の營みは、種の保存のための生殖に在る。(1)これは最も本源的にゲネオノミー的なものである。乍併、この生殖のためには勿論個體の維持が必要であるばかりでなく、生み得た次代への子孫の養育が必要である。茲に婚姻的性結合の永續性及生活共同が要求せらるゝと同時に、そのためには生存の技術 *Econo*

目が必要となること既に述べたる如くである。(2) 嚮の機會に引例した希臘、羅馬の婚姻式に於ける分食式(分食式)の顯著なるは素より、ゴンド人やコルク人、ロアンゴオの黑人其他の種族間にあつたと云ふ、婚姻儀式に於いて新郎新婦が餅子とか果物とかを分けて喰ふといふ習俗の如き、(Westermarck, op. cit., p. 419-421) 素朴な原始人未開人の頭にも婚姻に於けるこの方面の存在が、強く認められて居た證佐と云ふべきであらう。我國の三三九度、朝鮮に於ける香禮の儀、那覇の水盛(3)の如き亦この意味を包む儀禮と云ふべきであらう。またオーストラリアのNarinyeriの女が自分の同意を素す爲に火を持って婿家に行き、其處で男の家の火を起すのを儀式として居る(Westermarck, op. cit., p. 240)といふ事例の如き、他面公示的行列の要素を認め得ると共に、我國の能登鳳至郡地方に報告された水を合せる儀式、肥前國北高來郡地方に於ける新婦を寵神に引合せる儀式などと共に(中山氏・既出『日本婚姻史』三〇二頁、三二七頁)、また同じ意味を表徴するものであらう。然り洵に斯く婚姻には生殖的活動と生存的活動の兩面が存するのであつて、然も今やこの二個の要素は、それ自身 Autonomie を有するのである。(4)

- (1) 貧妻や代理生殖の俗の如きまた違つた角度から、この意味を證據づけるものである。(Leouneau, op. cit., chap. 4 の 1. 及 chap. 13. の 9, 10. に事例あり)。
- (2) 子女の養育が婚姻に於ける共同生活、従つて婚姻の、根本的機因を爲すことは多くの人々の考へ、云ふところである。Leouneau の如きも、兩性の結合が『永續すれば、それが婚姻となり、家族となる。即ち子供を保護する爲めの親の共同生活となる。』と云つて居る。尙ほ W. I. Thomas, Sex and Society, Studies in the Social Psychology of Sex, London, 1907, pp. 223 ff, pp. 66 f, 226 f. 河田嗣郎『家族制度と婦人問題』就中一部一之三。
- (3) ミサマリ(待ち女郎の類)が大高杯の上の椀や平などの蓋をとり、「お水」を花婿花嫁の額につけ、「寄合御飯」を喰

させる俗、また母親と嫁とが寄合素麵をたべる等。なほ共食の例は中山、既出書三二七頁以下に多く擧がつて居る。(4) 昔は「子無きは去る」と云つた。しかし今は子のないことは必しも、或る婚姻の瑕疵とはならぬ。婚姻當事者間に於いて、相互の性的關係は不可缺である。然も子を生むことを豫期しない場合がある。もつと單的に云へば、婿交は今日それ自身の價値の下に在つて、直接に決して妊娠を豫期もしなければ、勿論目的としない。性交(生殖)それ自身 オートノミーである。生存的方面のそれについては次段。

たゞ婚姻に於ける性關係は、それ自身如何様の發展を見やうとも、徹頭徹尾自然的關係であり、私的關係である。乍然その世代關係より生ずる經濟的部分、姑らくこれを婚姻的生活共同と云へば、この生活共同 (Lebensgemeinschaft) は、人類の社會に於いては、その叡知による技術を以てするに非ざれば能く之を遂げることが出来なかつた。蓋し、抑も人間の生活は遂に自然の次序、支配の下に従順たるのみでは、之れを生活することが出来なく、そのために人間は、經濟なるものを營まねばならなかつたからである。而して少くとも今日まで人間が採り來つた是れが實際的手段は實に、私有財産制度なるものを中心とした一つの機構に依ることであつた。茲に婚姻の自然的性質とは別に制度的性質が生ずる。而してこれも亦、それ自身の獨立的發展を遂げる。

斯くて實に Malthus の如き亦畢竟婚姻が私有財産制度維持の唯一不可缺の手段であると云ふに庶い意見を述べて居るが、(1) その意見の山つて來るところも、實に前段述ぶる事の經緯あるが故であらう。Malthus の如きも——結論に到る論理的經緯は必しも一ではないが、略、同色の意見を持つた。(1)

- (1) Malthus に就いては後段再出。An Essay on the Principles of Population.『經濟學古典叢書』中の伊藤秀一、寺尾琢磨譯『マルサス人口論』は、その第六版の——最後に完成したる形のと云つていふだらう——翻譯である。邦譯中最も完全にして信頼に足るものである。その第一版の翻譯に谷口教授譯『マルサス人口論』がある。谷日本一〇、一六

○頁。古典叢書本、下巻二八頁、三〇頁、三二—三三頁。四四、四六、六三頁等参照。
 (c) J. S. Mill, The Subjection of Women, 1869. 就中その第二章。

四

婚姻制度と私有財産制度とを結びつけて考へるもの、Engels, Bebel 等(及びその亞流)が在る(*) 就中 Engels の『家族、私有財産及國家の起原』は、その主流をなすものであつて、社會主義的思想の流を酌む者の婚姻論は、凡てこれと同系の議論を遺る。

(*) F. Engels, Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Stats. In Anschluss an L. H. Morgan's Forschungen, (Internationalen Bibliothek, II) 9. Aufl. Stuttgart. 又は Bebel は有名な Die Frau u. der Sozialismus. Engels の "Der Ursprung der Familie" は、その書名副題にも示された如く、Morgan の "Ancient Society" に據るところ多しものである。Morgan は既に嚮にも述べたるが如く、人類性關係の次序をその混濁状態より出發せしめて今日の一夫一婦制の確立に到るまでを段階的な發達過程に順列せしむる。すなはち所謂 servavery から文明に至る人類文化の發展過程を野蠻、未開及文明の三時代に分ち、これを更に各三期に分つ彼は、その間の社會組織が先づ純粹に性を基礎とするものから、次に血族(血縁)を、最後に領土を基礎とするものに至つた—Gens-Phratry—Tribe—Confederacy of tribes (populus)—Civitas.—と做すのであるが、これを家族(婚姻)の形態の方面より觀れば、血族家族(婚姻)—兄弟姉妹の混濁を基礎とする—、ブナルア家族(婚姻)、對偶家族(婚姻)、父權的家族—例へば一夫多妻制—、一夫一婦制家族の段階的沿革を論結する。而して一方一種の經濟階段説的手法を以て人類經濟の發達經路をまた五段に分つ(既出『古代社會』第一編、第二章)彼は、議論の結構に於いて此れと彼れと

を照應せしむる。洵に人類發達の各期に於ける財産制の發達、その所有と相續とに關して發生したる諸法則ありと做す彼はまた、大體私有制の發達と、婚姻制度の發達、つまり一夫一婦制の確立とは平行同步すると做すのである(前掲第三編第五章、六章、第四編第一章、三八七頁以下参照)。が、Engels はこの Morgan に出發して、この論理的結構を一層發展せしめる。

Engels に依れば、原始の亂婚状態から、今日の様な一夫一婦制婚姻が發展し來つたのは、一に經濟的生存條件の變化と伴に來つたものであつて、古代共產主義の自壞的没落並に人口密度の増大と共に、從來の性的關係は、その森林的原始的、素朴的な性質を失つて、女子にとつては屈從的、被抑壓的、信賴的なものとなつて來ざるを得ない。換言すれば、私有財産制が夙に早く男子中心に出來ると、その純正なる累世的の維持(相續の確保)—即ち男子の側の利益からも—の爲めに一夫一婦的な、少くとも父權的な(1) 婚姻制度が漸次成立すべく、かくなつた上からは、寡る女子の側からは、その救済として「一人の男子のみとの一時的または永續的婚姻を希望せざるを得なかつた」のである。(2)

(1) Engels 流の考へ方をすれば、混濁的狀態は人間原始の自然的性關係の状態であり、これから一夫一婦制への過渡は畢竟男子の利益が基であつたのだから、男子の方から、「事實上集團婚の愉快を放棄しやうなどは、男子一般に決して、また今日まで、考へたことすらもない」。父權的多妻制の存在や、「娼婦制と賣淫が一夫一婦制の踵につきまといふ」のは實に是れに由る。(Engels, a. a. O. I. u. IX. Kap. 西雅雄譯『家族・私有財産・國家の起原』あり。但充分好譯と云ひ難し。

(2) 前掲西邦譯本。六四—六五頁。

婚姻儀式の公示性と婚姻概念の二構成要素

Bebel も亦、Morgan と共に、家族は能動的要素である。それは決して停止しない。社會が低い段階から更に高き段階へ發展する度に應じて、低い形態から更に高い形態に進歩する。而して現在の家族は古代からの發展の成果であつて、將來に互つても發展を續くるであらうと做す。則ち彼は生産方法と他面分配方法の變化に従て婦人の地位——兩性關係の變化の沿革を観るものであつて、『母權の施行は共產制と萬人の平等を意味し、父權の生起は私有財産制の支配を意味す』と云ふ。(既出 Die Frau u. Sozialismus. 第一部、第一章、第二章、第六、七、八、九章参照)。

『唯物的見解によれば、歴史に於ける最後の決定的要因は直接なる生活の生産及再生産である。然しそれはそれ自身また二種類ある。生活手段の、衣食住の對象及びそれに必要な手段の生産と、他方人間それ自身の生産之れである』(既出 Ursprung 一八八四年初版のための序)といふが如き思想を持つ Engels 或はそれと同じき思想的立場に立つ Bebel が、私有財産制の發達と、家族婚姻制度の發展とを緊密に結んで考へるのは、寧ろ當然といふべきであらうが、Coudes の如き立場からも、私所有制と婚姻制度とは關聯して思考せられ、彼れの『古代市府論』一卷を通覽することによつてこれに記述せられたる古代希臘羅馬に於ける婚姻事例の示すところは、また彼等の婚姻に所有權的事項に關する諸性質の存在することを示すものであることを知るであらう。(op. cit. pp. 39-182)。

更に嚮に一度記した Mathus の如きも、Engels や Bebel とは異つた立場から、また婚姻と私所有制とを結びつけて考へる。則ち Mathus は『結婚の制度、或は少くとも各人にその子女を扶養すべき公然又は暗黙の義務を負はしむる所の何等かの制度』云々、(既出『マルサス人口論』下巻四四頁)といふ彼の言葉が暗示するが如く、少なくとも婚姻制度を——彼の人口原則の理論から出發する消極的の意味に於ては——種族保存の義務的手段と考

へる。*

(*) 婦人が子女を養ふことを約束せず、やがてその責任が降りかゝる場合には、彼女を拂り捨てるやうな男と結婚することとは、その婦人を餓死か、社會の迷惑にまで追やる外の何者でもない。そこで、これに對するに恥辱を以てする。この場合、罪惡は婦人に對する場合、一層明瞭であるが、罪證の最も明白にして、社會が直接に最も迷惑するところへ非難が殺到するのは當然であつて、斯くて茲に自然婦人の貞操觀念が生ずるといふ彼の貞操論が充分暗示する如く、彼によれば、婚姻の制度は彼の人口原則の作用から人類繁榮を保障する制度である。この意味に於てこれはまた種族保存の制度であるが積極的の意味ではない。即ち無暗に子供を生まぬやう。更に換言すれば、その結果として、人口が調制せられる。その反對に自由な性關係は、多くの子供を生じ、人類全體が、困窮する。そこで一夫一婦的に、子女を養ひ得る人々のみが、結婚すべきである。これは他面結婚を制限することになるから、人口は制限せられる理である。マルサスが無條件の私有財産制度の肯定者であり、貧困なる者に對しては、完全に冷感であることは、既に人の知るとほりであるが、然もこの結婚觀にも甚だ多くの眞理が含まれて居ることを否むことは出來ない。殊に現在に於ける婚姻制度の經濟的性質の或るものを、強く指示するものがある。

Mathus は、大家族態内に於ける人口増殖による之れが支持の困難が、財産制、相續制の發生をうながしたと做す(前掲。六三頁)が、斯くて一度生じた財産の保障並に婚姻制度といふ是等二箇の社會的根本法則(四六頁)が確認せられると、それに因つて不平等の狀態が自然的に起らざるを得ないが、財産分割の行はれた後に誕生する人々は既に財産の所有せられた世界に入り込むのであるから、この與へられたる條件の下に善處するより外ない。若しも既成の財産制度が存在しないものとなれば、各人の其の些細な貯へを守護する爲めに、暴力を用ひざるを得ないであらう。其處に利己心が勝を占め、争鬭の目的物が永久に存在するであらう。各人は肉體を支持するために不斷の焦

慮に煩はされ、前掲三〇頁)であらうと考へる Maltus は、その財産制度の永久性のために、婚姻制度を考ふるのである。(同、三二一四六頁)。

五

既に屢述べたるが如く、Geneomieとしての婚姻制度の本源的なる部分は、その性交渉それ自身の部分—筆者の謂ふ自然的・人性的要素に存する。乍併その目的の完全なる遂行のためには、これ亦既に論じたるが如く Economieを必要とする。而も、この限りに於いては二次的なる婚姻の制度的要件も亦、遂にはそれ自身のオートノミー的發展を遂げるのである。この域に到つた婚姻を観る時、前節に擧げたる人々の議論の如き、正に當然生じ来るものと云はざるを得ない。

洵に一度發生せる私有財産制度の確保のためには、事實上の確保からも、その觀念的擴充の上からも、相續の制度と、この相續の目的を正確ならしむる爲には、先づこの制度の確得者、確立者としての男子の手に、原始的な一夫多婦制の時代より、一夫一婦の原則の確立を見るに到るまでを通じて、婚姻の制度が漸次成育、完成せしめられなければならぬ。この経緯は、道理の上から云つても、事實的考察の上から云つても、細目的條件は姑らく措き、之れを肯定すべく、これに對して絶對的な反對意見は存在し得まい。

婚姻を永續的に生活を共同にする性結合と觀念する場合、その結合の形式が必しも雙單的たらざるべからざる必要のないと同時に、一夫一婦的結合それ自身は必しも必然的に私有財産制度と不可分のものではない。(i) 人類婚姻史上本能的結合から、人性的結合への趨移、または復婚的狀態より單婚への移行の如き、必しも前記の如き特定の制度的必要或は必然からのみの理由で説明さるべきでなく、畢竟人性の本然が然らしめた、少くとも人間に於け

る倫理的本能が、唯物的事情や、功利的要求とは別箇に、或はこれと結んで、はじめて然らしめたものと考へ可きであらう歟。(2) その婚姻觀に於ては、これを極度にまで市府國家の手段化して考へ、時には兩性の結合は尤より、その媾交の度數まで市府國家の統制の下に置く可しと考へた Plato の如き人すら、(Rep. V, 451-461) 然も兩性の結合は、本來その相惹き相寄る本然によつて、一夫一婦的に結ばるべき意味を述べて居るのであつて、吾々は姑らくこの哲學者の深き叡知よりする言葉に聽従すべきであるかも知れない。(1)

(1) 時に例に引かれることはあるが、哺乳類や、鳥類や、類人猿などのあるものが一夫一婦的結合を爲す事例の如きを茲に直ちに引き來ることの出來ぬことに就ては、多言を要しまい。乍然よし所謂「止むを得ざる一夫一婦」(Monogamie der Noth)であつても、未開人間に一夫一婦的性結合が存したことの報告されて居ることは之れを知らねばならぬ。而して未開人間の「一夫一婦は多くこの「止むを得ざるの一夫一婦」であると做されるが、然も靜かに觀るとき必しもそうばかりとは考へられぬ幾つかの事例を見ることもある(Latourneau, op. cit., p. 215 ff. に多くの例あり)。故に Morgan Engels 一派の人々の如く、人類が混婚的狀態から一夫一婦的結合の原則にまで立ち到つた理由を唯一に財産の私有と相續に歸せしめるのは、正しくないかも知れない。少くとも、人類原始の甚だ弛い性關係の狀態の中にあつて、一夫一婦的關係も亦混在して居たこともあると云ふことが云はれやう。たゞどちらにしても、その何れもが原則的狀態でなかつたと同時に、極く原始に溯つては、どちらもが實は充分に科學的には正確に明瞭な事情ではないと云ふことを、併せ考へ置くべきである。

(2) 人類に於ける「一夫一婦の原則」は、畢竟その文化的賦性であると考へる。もし自然的本能的なるものならば、これは一切の道徳的議論無しに行はれたであらうし、逆に文化的に人類が多妻的になつたのなら、原始に於いてもつと一夫一婦的であつたであらう。これが哺乳類や、鳥類や、そして類人猿などに於ける「一夫一婦」と人類の「一夫一婦制」と

(3) Godwin は性交が最も完全なる自由の原理の上に置かれても、それによつて亂婚が生ずるが如きことは無いと考へる。Malthus はこの考を批評して『此の點に於いては余も亦同感である。變化を好むの情は一種の放縱なる墮落した且つ不自然な趣味であつて、簡素にして道徳的な社會状態に於いては、恐らくは廣く行はれ得ないものであるからである。恐らく各人は自らその配偶を選擇し、兩者が好んで其結合を續くる限り、長く相互の愛着が續けられるであらう』(既出『マルサス人口論』三二—三三頁)と云つて居る。

乍併それ等の道徳的賦性は、婚姻に於ける制度的要求と結ぶことに依つてはじめて、その社會的效力を發揮したと云ふべく、少くともゲネオノミー的手段としての私有財産制の確保の爲には、自然一夫一婦の原則を育成し、而して之れを、その確立にまで到らしめたであらう。この意味よりすれば、『一夫一婦の原則』及これに照應する現在の婚姻形式は婚姻に於ける『經濟』の、實際的要求の道徳的反映及其の具體的結果である。殊に私有財産制度そのものが發達するに従ひ、制度それ自身の方が前方に押し出されて來ると、既に婚姻は、——多少の修辭的許容、論理的強調が許さるゝならば——私有財産制度確保の爲め的手段、或はこれと共に發生し、その發展と共に發展して行つた制度であると云ふ前記諸説者の議論にも、充分の道理を認めなければならぬであらう。

附記 本篇は、續篇『婚姻の制度的特性或は經濟性』を俟つて、はじめて略その所期の論述を遂ぐるものにして、この意味に於ては、本稿は、その續篇と合せて一篇たるべき論稿の一部分なり。論じて盡さざるところは、後續の補足論稿の補正するところに期す。なほ本論は去る六月中一度脱稿し、後八月初旬改稿再度脱稿したる儘今回發表の機を得る迄、その儘存置せるものにして、その上梓校正に際しては肯て姑らく添削するところなし。

世界都市大柏林の地理學的研究

(Friedrich Leyden: Gross-Berlin: Geographie der Weltstadt. 1933.
Verlag-Ferdinand Hirt in Breslau)

奥井復太郎

獨逸の首都、柏林市は一九二〇年に市域大擴張を行つてシャロッテンブルク、シェーネベルク、ウァルマアスドルフ、シュパンゲウ、ケベニツク其他を包含し、舊來の中央區、ティアーガルテン、ウェッディング、プレントラウア・ベルク、フリードリッヒ・ハイン、クロイツベルクを中心にして名實共に世界的大都市となり、新しき柏林市を構成した。正式には其の名稱は依然として柏林市であるが、俗稱は此の面積八八、三六八ヘクタール、人口四百三十三萬人(一九三〇)に及ぶ世界的大都市を大柏林と呼んでゐる、此處に紹介する著書は、此の新しき柏林市、即ち大柏林市に就いての地理學的(或ひはもつと正しく云へば人文地理學的)研究である。

先づ内容から、一瞥しよう。(一)地形地勢(二)氣候(三)植物(四)聚落核心(五)大柏林(六)人口(七)交通(八)經濟(九)柏林と「柏林ツ子」更に文献及び統計表。書中七十三の圖表を藏し、卷末に「等時間距離」を示した柏林市地圖を添へてゐる。全部で二二二頁本文は一八四頁。材料は其の序文にも云ふ如く一九三三年二月迄のものであつて、其